

税務・財務情報 第3012号

経営者のための退職金制度

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、
より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につきまして、
何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！
お考えいただき、お分かりにくい点につきまして、弊社の担当者が
お伺いした場合に、ご一緒に検討させていただきたく存じます。
少しでも貢献できればと願います。

友弘正人



株式会社トータル財務プラン

税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<https://www.topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

経営者のための退職金制度

1 はじめに

小規模企業の経営者や個人事業主は、一般の従業員などと比較して社会保険や労働保険など各種制度の恩恵を受けることが少なかったため、そのような社会保障政策の不備を拡充させる目的や、廃業や退職の事態に陥った際にその後の生活の安定や、事業の再建に備えることができるようにするために、昭和40年に小規模企業共済という制度が創設されました。

その後、時代や社会の変化とともに制度が改正され現在に至る小規模企業共済という経営者のための退職金制度についてご説明させていただきます。

2 制度の概要

①掛金は全額所得控除でき、加入後に増減も可能

月々の払込み額を自由に設定でき、加入後も増額・減額が可能です。確定申告や年末調整を行う際に、その掛金の全額を所得控除できるため節税効果があります。また、掛金を前納することもでき、1年以内の前納掛金は所得から控除することが可能です。前納することにより、一定割合の前納減額金を受け取ることもできます。

【掛金の全額所得控除による節税額一覧表】

課税所得	加入前の税額		加入後の節税額			
	所得税	住民税	掛金月額 1万円	掛金月額 3万円	掛金月額 5万円	掛金月額 7万円
200万	104,600	200,000	20,700	56,900	93,200	129,400
400万	380,300	400,000	36,500	109,500	182,500	241,300
600万	788,700	600,000	36,500	109,500	182,500	255,600
800万	1,229,000	800,000	40,100	120,500	200,900	281,200
1,000万	1,801,000	1,000,000	52,400	157,300	262,200	367,000

※1. 課税所得金額は、その年分の総所得金額から基礎控除や扶養

※2. 所得税は復興特別所得税を含めて計算しています。住民税に

②共済金の受け取りは一括・分割どちらも可能

共済金は退職・廃業時に受け取り可能です。満期や満額はありません。共済金の受け取り方法は、「一括」「分割」「一括と分割の併用」が可能です。一括で受け取る場合は退職所得扱いとなり、分割で受け取る場合は公的年金等の雑所得扱いとなるため、税制メリットもあります。

③低金利の貸付制度が利用可能

契約者の方は、今まで納付した掛金の範囲内で事業資金の貸付制度が利用できます。低金利で即日貸付も可能です。なお、現在（H30年10月）の利率は、貸付の種類により0.9%～1.5%となっています。

3 加入資格

次のいずれかに該当する場合に加入できます。

- ①建設業、製造業、運輸業、サービス業（宿泊業・娯楽業に限ります）、不動産業、農業などを営む場合は、常時使用する従業員の数が20人以下の個人事業主または会社等の役員
- ②商業（卸売業・小売業）、サービス業（宿泊業・娯楽業を除きます）を営む場合は、常時使用する従業員の数が5人以下の個人事業主または会社等の役員
- ③事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員
- ④常時使用する従業員の数が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員
- ⑤常時使用する従業員の数が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の役員
- ⑥上記「①」と「②」に該当個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

4 共済金（解約手当金）について

【1】請求事由による共済金の種類

共済契約者の請求事由により、受け取れる共済金の種類が変わります。

共済金等の種類	個人事業主の場合	法人の役員の場合
	請求事由	請求事由
共済金A	・個人事業を廃業した場合 ・共済契約者の方が亡くなられた場合	・法人が解散した場合
共済金B	・高齢給付（65歳以上で180か月以上掛金を払い込んだ方）	・病気、怪我の理由により、または65歳以上で役員を退任した場合 ・共済契約者の方が亡くなられた場合 ・高齢給付（65歳以上で180か月以上掛金を払い込んだ方）
準共済金	・個人事業から法人成りした結果、加入資格がなくなったため解約をした場合	・法人の解散、病気、怪我以外の理由により、または65歳未満で役員を退任した場合
解約手当金	・任意解約 ・機構解約（掛金を12か月以上滞納した場合） ・個人事業から法人成りした結果、加入資格はなくならなかったが解約をした場合	・任意解約 ・機構解約（掛金を12か月以上滞納した場合）

なお、掛金の納付月数が6か月未満の場合は、共済金Aまたは共済金Bは受け取れません。また、12か月未満の場合は、準共済金または解約手当金は受け取れません。

【2】共済金の額

掛金の納付月数及び共済事由ごとに、受け取れる基本共済金が規定されています。基本共済金の受け取り例は下記のとおりです。なお、毎年度の運用収入等に応じて、経済産業大臣が毎年度定める率により算定される付加共済金がある場合は、その金額が加算されます。掛金の納付月数が240か月（20年）未満で任意解約をした場合は、掛金合計額を下回ります（元本割れします）。

（例）掛金が月額1万円の場合

掛金納付月数 5年	掛金合計額 600,000円	掛金納付月数 10年	掛金合計額 1,200,000円
共済金A	621,400円	共済金A	1,290,600円
共済金B	614,600円	共済金B	1,260,800円
準共済金	600,000円	準共済金	1,200,000円
掛金納付月数 15年	掛金合計額 1,800,000円	掛金納付月数 20年	掛金合計額 2,400,000円
共済金A	2,011,000円	共済金A	2,786,400円
共済金B	1,940,400円	共済金B	2,658,800円
準共済金	1,800,000円	準共済金	2,419,500円

5 最後に

以前までは小規模企業共済と言うと、20年以上掛金を納付していないと元本割れを起こしてしまうリスクが大きいので使いづらい制度といったイメージがありましたが、H28年4月に共済金の請求事由の見直しや掛金の金額変更の手間が削減されるなどの改正があったため、利用しやすい制度となりました。

この制度は個人型確定拠出年金（iDeCo）との併用が可能なので、特に60歳未満の個人事業主の方であれば、最高で年間1,656,000円（iDeCoは月額68,000円まで納付可能です）の所得控除を受けられるため、課税所得が1,000万円の方であれば年間70万円ほどの所得税と住民税の節税効果があります。

また、加入要件に年齢制限はなく、共済契約者が亡くなった際に相続人が共済金を受け取ると、死亡退職金の扱いとなり相続税の非課税枠を活用できるため、相続対策として有効になる場合もあります（制度の規定により共済金の受取人順位が決まっているので注意が必要です）。

この制度についてわからないことやご興味のある方は、詳細を説明させていただきますのでご連絡ください。